

説 明 資 料

〈子育て支援関連施策の基本的方向〉	1
○ 次世代育成支援関連施策の基本的方向	2
○ 社会保険給付費	3
○ 機能別社会保険給付費	4
○ 子育て支援関連施策の基本的方向	5
○ 少子化支援関連施策の基本的方向	6
○ 子育て支援関連施策の基本的方向	7
〈給付の在り方〉	
○ 次世代育成支援対象者の在り方	8
○ 就学前児童の在り方	9
○ 就学前児童の在り方	10
○ 保育園の在り方	11
○ 保育園の在り方	12
○ 保育園の在り方	13
○ 保育園の在り方	14
○ 保育園の在り方	15
○ 保育園の在り方	16
○ 平成15年度予算・税制に係る与党幹事長・政調会長合意	17
〈財政枠組み（財源）の在り方〉	
○ 次世代育成支援関連施策の財源	18
○ 子育て支援関連施策の財源	19
○ 社会保険給付の財源	20
○ 少子化支援関連施策の財源	21

次世代育成支援対策推進の基本的考え方

児童家庭福祉の視点
「家庭や地域の子育て力の低下」
・子どもの健全育成の視点
・親の育児負担の軽減の視点

少子化への対応の視点
「夫婦の出生力そのものの低下」

次世代育成支援対策＝「次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援」
○子どもが心身ともに健やかに育つための環境整備
○少子化の流れを変える

○子育て支援

- ・地域子育て支援(放課後児童クラブ、つどいの広場、出産後等の保育士派遣等)
- ・保育
- ・経済的支援(児童手当)

○要保護児童 ・要援護家庭 への支援

- 母子家庭の自立支援
- 障害児・家族支援

○働き方の見直し

- 仕事と子育ての両立支援

○教育、生活環境等も充実

- 社会保障における次世代支援

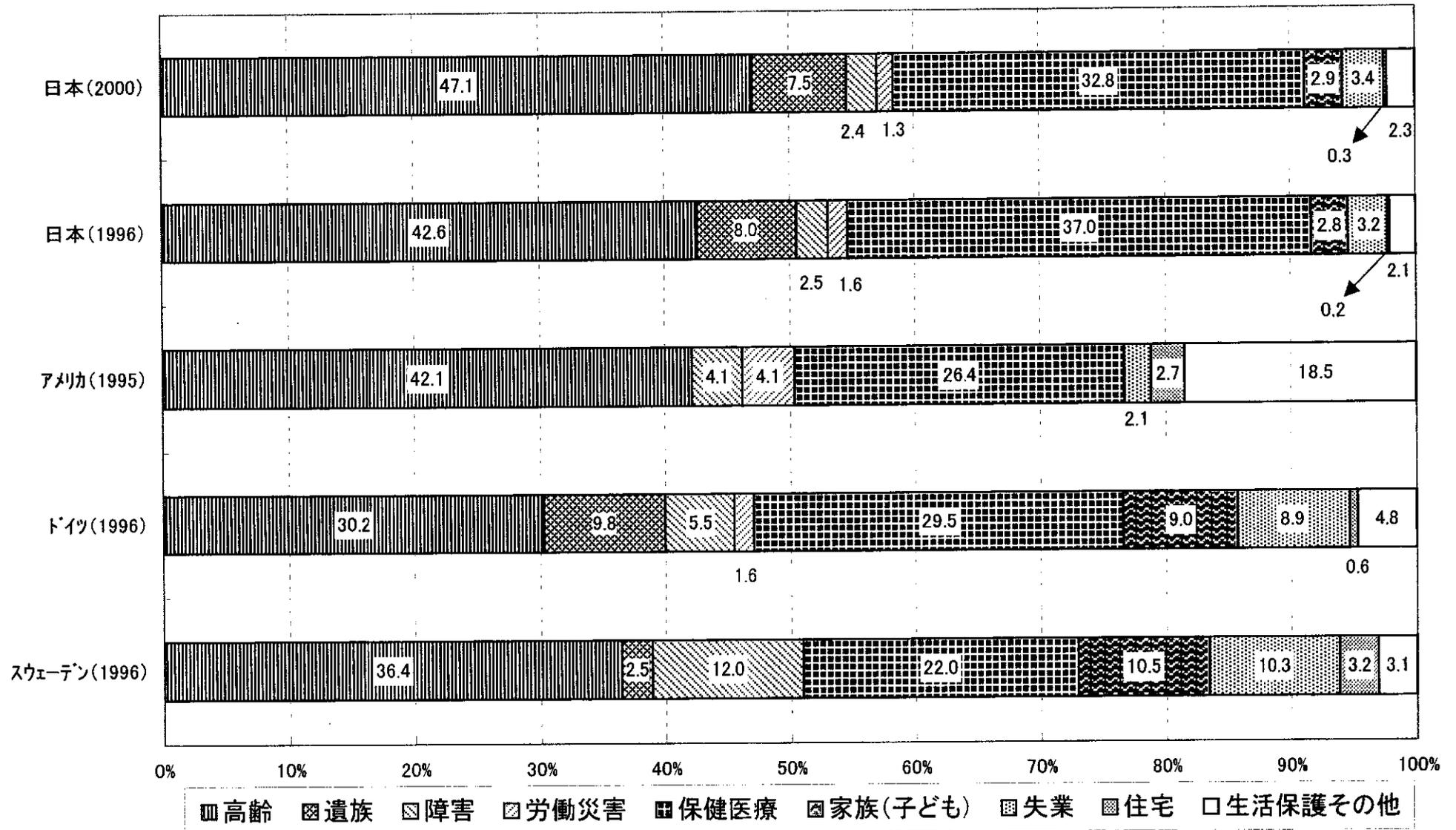
社会保障給付費に占める高齢者関係給付費と児童・家庭関係給付費

社会保障給付費	高齢者関係給付費		児童・家族関係給付費	
		給付費に 占める割合		給付費に 占める割合
78兆1,272億円	53兆1,982億円	68.1%	2兆7,419億円	3.5%

※数字は平成12(2000)年度

(注) 高齢者関係給付費:年金保険給付費、老人保健(医療分)給付費、老人福祉サービス給付費、高年齢者雇用継続給付費
 児童・家族関係給付費:医療保険の出産育児一時金、雇用保険の育児休業給付、保育所運営費、児童手当、児童扶養手当等

機能別社会保障給付費の構成割合の国際比較



資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

(注)アメリカは、「遺族」が「高齢」に含まれる。

スウェーデンは、「労働災害」が「障害」に含まれる。

子育て支援関連施策を取り巻く問題状況

環境の変化

○家庭の子育て力の低下
 (6歳未満の子がいる世帯のうち
 核家族世帯の割合)
 (1970年)66.9%
 →(2000年)78.6%

○女性就労の増加
 (女性(30~34歳)の労働力
 率)
 (1975年)43.9%
 →(2002年)60.3%

○「乳幼児の世話をしたこ
 とがよくあった」者の割
 合
 (1981年)20%
 →(2000年)12%

○子育てコストの増加

- ・消費支出に占める子育て関連費の割合 (1969年)8.0%→(1999年)14.1%
- ・大学卒業までの子育てコスト(2000年) 2,100万円~2,900万円

子どもの育成

○児童虐待件数
 (1990年度)1,101件
 →(2001年度)23,274件
 (21.1倍)

親の育児負担

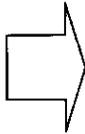
○「イライラすることが多い」
 (1981年)10%→(2000年)30%
 ○「育児の自信がなくなる」
 共働きの母親 46.7% < 専業主婦70.0%

少子化の進行

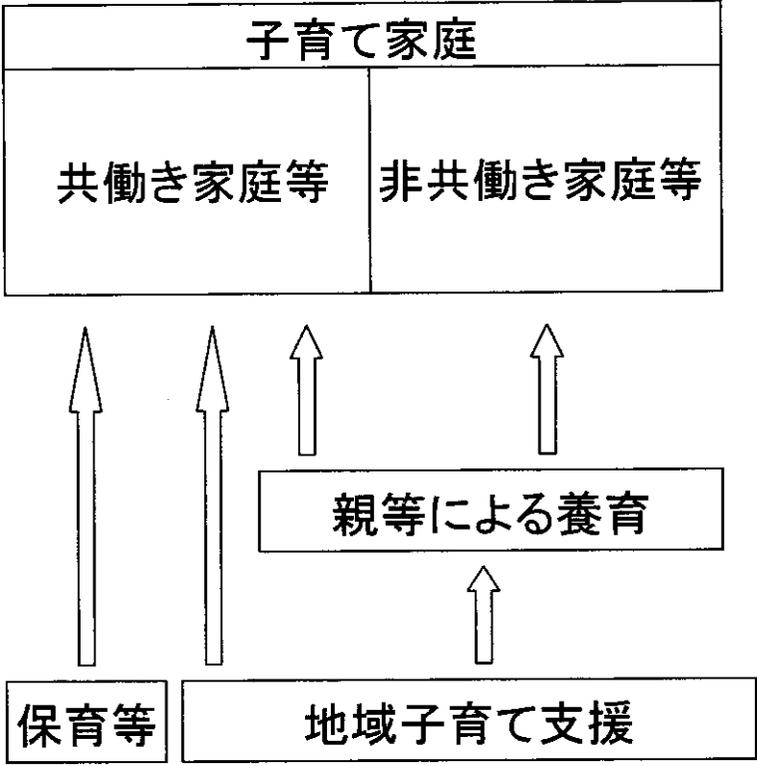
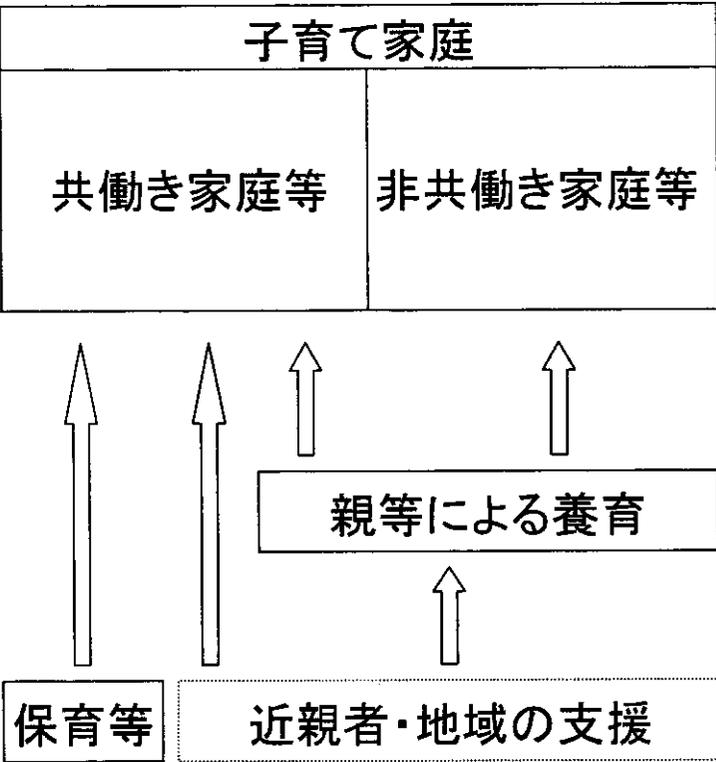
- 出生児数 (2000年)120万人 → (2050年)67万人
- 合計特殊出生率の見通し (2050年)1.39(中位推計)
- 理想子ども数と出生児数 (平均出生児数)2.21 < (理想子ども数)2.53

子育て支援関連施策の基本的方向

近親者や地域の手助け
のあった時代



近親者や地域の手助け
を得ることが困難な時代



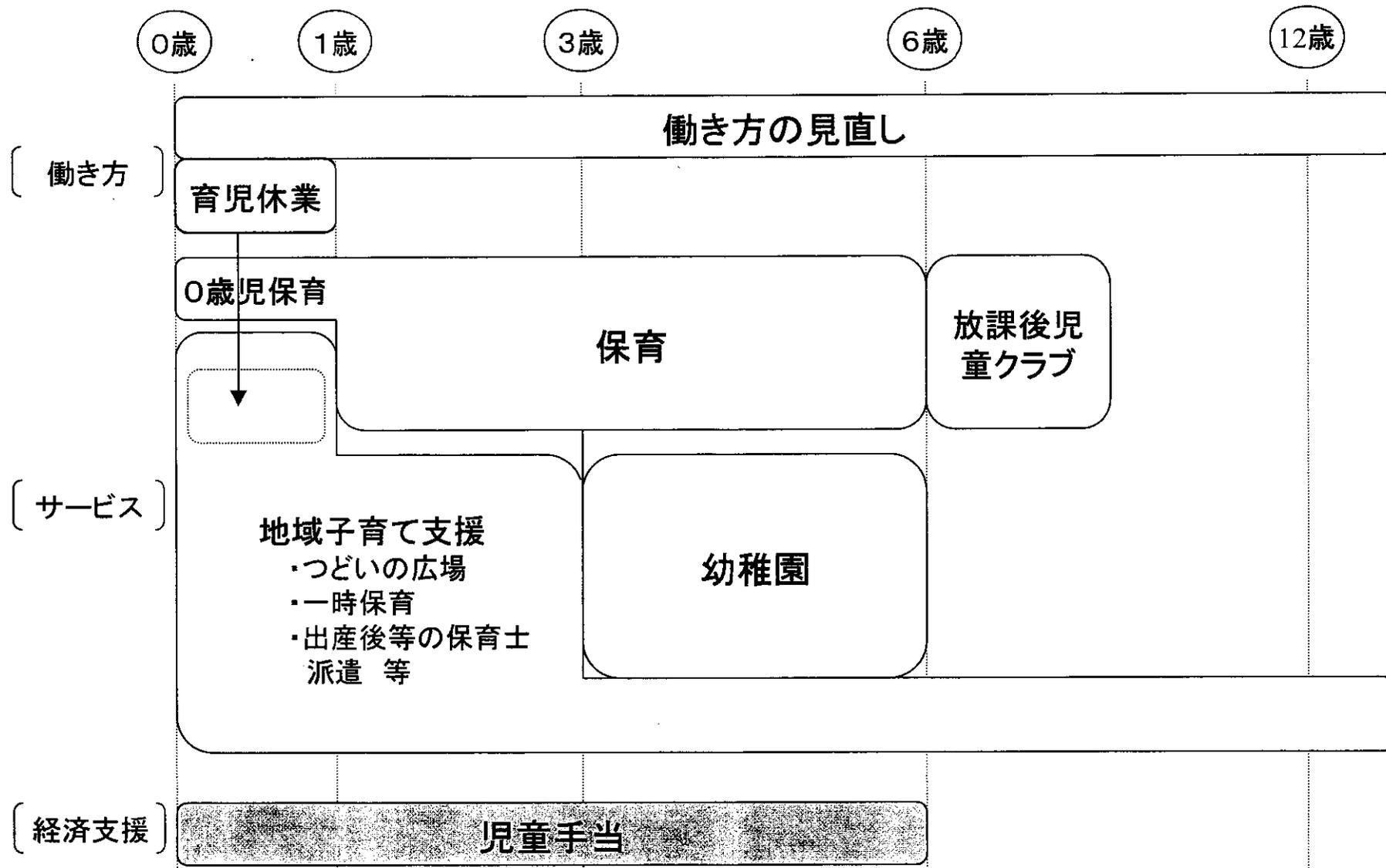
少子化問題の経緯及びこれまでの主な取組

年次（合計特殊出生率）	少子化問題の経緯及びこれまでの主な取組
昭和61年（1.72）	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の施行
平成2年（1.54）	「1.57ショック」 （平成元年の合計特殊出生率が昭和41年（丙午）の1.58を下回った。）
平成6年（1.50）	エンゼルプランの策定、緊急保育対策等5か年事業の策定
平成10年（1.38）	改正児童福祉法の施行（保育所選択制の導入） 厚生白書「少子化問題を考える」 総理主宰「少子化問題への対応を考える有識者会議」からの提言
平成11年（1.34）	少子化対策推進基本方針の策定、新エンゼルプランの策定
平成12年（1.36）	「国民的な広がりのある取組みの推進について」のとりまとめ （「少子化への対応を推進する国民会議」） 改正児童手当法の施行（支給対象年齢を義務教育就学前まで）
平成13年（1.33）	育児休業中の育児休業給付額の引き上げ（25%→40%） 児童手当の支給対象拡大（所得制限を緩和し支給率拡大 約72.5%→約85.0%） 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 （待機児童ゼロ作戦、放課後児童受入れ体制の整備など）
平成14年	将来推計人口（「夫婦の出生力の低下」が新たに観察される） 改正育児・介護休業法の施行（育児期間中の時間外労働の制限、看護休暇制度の導入等） 「少子化社会を考える懇談会」中間とりまとめ 「少子化対策プラスワン」総理へ報告
平成15年	「次世代育成支援に関する当面の取組」少子化対策推進関係閣僚会議決定 「次世代育成支援対策推進法案」「児童福祉法改正案」国会提出

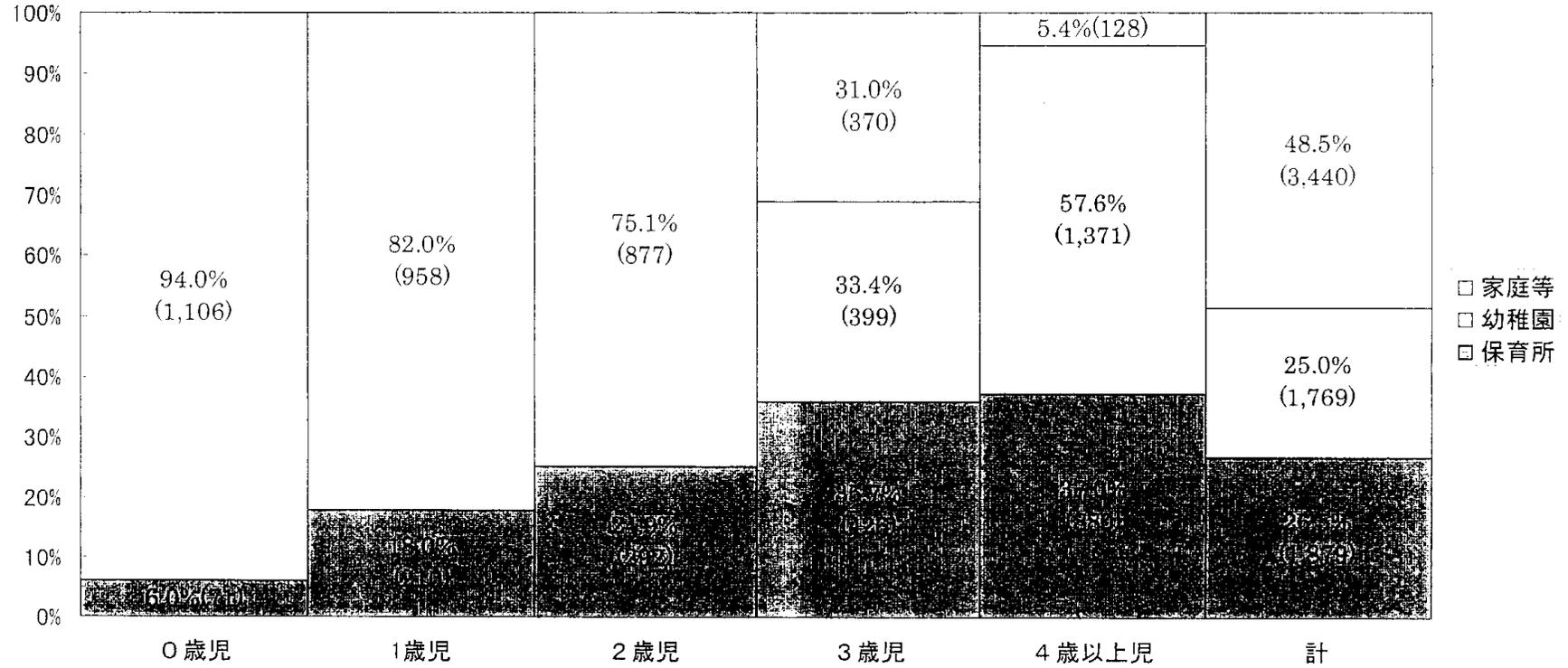
子育て支援関連施策のこれまでの取組

地域子育て支援事業		保 育		児童手当	
		昭22	児童福祉法制定	昭47	児童手当制度発足 第3子以降を対象 義務教育終了前 手当額 3,000円
		昭60	措置費国庫負担割合を7/10に(暫定)		
		昭61	措置費国庫負担割合を5/10に(暫定)	昭61	第2子以降に拡大 義務教育就学前 手当額 第2子 2,500円 第3子以降5,000円
		昭62	機関委任事務から団体委任事務へ移行		
平2	一時保育促進事業	平元	措置費国庫負担割合1/2に恒久化		
平3	放課後児童健全育成事業 トワイライトステイ事業			平4	第1子まで拡大 3歳未満に重点化 手当額 第1・2子 5,000円 第3子以降10,000円
平5	地域子育て支援センター ショートステイ事業				
平6	乳幼児健康支援一時預かり事業 (施設型) ファミリー・サポート・センタ ー事業	平9	児童福祉法改正(平10.4施行) (措置入所を保護者が保育所を選択できる仕組 みに改正)		
平12	家庭的保育事業	平12	保育所の設置主体制限の撤廃 (株式会社、NPO等による保育所設置が可能 に)	平12	義務教育就学前まで拡大 (3歳以上義務教育就学前の児童に係る 給付の財源)全額公費。ただし、公務員 は所属庁の負担。
平14	つどいの広場事業 家庭訪問支援事業	平13	児童福祉法改正 (①認可外保育施設の届出制の創設など監督の 強化、②保育士資格の法定化、③保育所整備促 進のための公有財産の貸付等の推進。)	平13	所得制限を緩和し、支給率を約85%に 引き上げ (支給率)72.5%→85.0%
平15	特定保育事業 子育て支援総合コーディネート 事業				

次世代育成支援対策の概念図(年齢別)



就学前児童の居場所



(注) ()内は児童数 単位：千人

(資料) 保育所利用児童数：厚生労働省保育課調べ(14年4月1日現在)

幼稚園児数：学校基本調査(文部科学省(14年5月1日現在))

就学前児童数：国勢調査(総務省統計局(13年10月1日現在))